

旭共募発第 51 号
令和 8 年 9 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 内田 裕朗

令和 8 年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動の実施について、例年格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

●お願いしたいこと●

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】戸別募金の募集および納入にご協力をお願いいたします。

1. 募金の受付期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

※例年 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。

※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日 9 時～17 時】となります。

2. 各自治会町内会における募金目標（目安）額算出式

戸別募金目標（目安）額（赤い羽根＋年末）× 各自治会世帯数

【¥22,316,000】 区内登録世帯数【78,286】

※ 世帯数は令和 8 年 6 月現在現況届世帯数

3. 募金関連資材発送日

令和 8 年 9 月下旬（予定）

共同募金にはなぜ目標額（目安額）があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第 10 章第 3 節第 112 条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が 1 世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地・長谷川

電 話：392－1123

FAX：392－0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【NO】自治会町内会名 様

神奈川県共同募金会旭区支会
支会長 内田 裕朗

令和8年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

実施要領に募金活動の注意事項が掲載されておりますので、ご一読の上、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、募金の受付につきましては【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手續料金加算・送金手数料が無料】となります。

1 募金の受付 令和8年10月1日(木)～令和9年1月29日(金)

※従前は10月～12月までの3か月間としていましたが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

2 貴会の募金目標額 ￥《目安額》.-

$$\left(\begin{array}{l} \text{【¥22,316,000-】} \\ \text{戸別募金目標額(赤い羽根+年末)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{【●●●】貴会世帯数} \\ \text{【78,286】区内登録世帯数} \\ \text{※ 世帯数は令和8年度現況届世帯数} \end{array} \right)$$

共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

裏面あり

3 募金の受付(次のいずれかの方法で受付いたします)

①【郵便払込】

専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。
後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。

※募金が集中する時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。

※払込1件につき10万円を超える送金には、郵便局によってはご依頼人の確認のため、免許証などの本人確認書類や(自治会町内会名であれば)会則の提示を求められることがあります。ご面倒をおかけしますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

②【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。受付時間は平日9時～17時となります。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口で封筒をご持参ください。

※募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。

※窓口では釣銭のご用意ができません。お持ちいただく際は、釣銭のないようお願いいたします。

4 募金の取扱

戸別募金は『赤い羽根(一般)』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただいております、受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

募金総額のうち $\left\{ \begin{array}{l} 70\% = \text{『赤い羽根(一般)』} \\ 30\% = \text{『年末たすけあい』} \end{array} \right.$ ※10円未満の端数は『年末』へ

5 高額のご寄付について

2,000円を超えるご寄付をいただいた場合、所得税・住民税の「寄付金控除」の対象となります。免税領収書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。

また、下記に該当する高額の寄付者には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは 10万円以上ご寄付いただいた法人・団体がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

6 配布資材

別紙「令和8年度 戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入は任意であり、強制するものではありません。

過去、募金された方のご要望で設けています。

共同募金会旭区支会 (事務担当：菊地・長谷川)

受付時間：平日9時～17時※年末年始を除く

住 所：旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会内

電 話：045-392-1123 FAX：045-392-0222

メー ル：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【NO】自治会町内会名 御中

令和8年度 戸別募金関連資材 送付内容一覧表

No.	配 布 内 容	部数
自治会・町内会長様あて		
1	依頼状	1 枚
自治会・町内会会		
2	令和8年度共同募金実施要領	1 枚
3	募金用（郵便局）専用払込用紙	●枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	●枚
班長・組長様用		
5	封筒募金の取り扱いについて	●枚
6	委嘱状・ボランティア証	●枚
各世帯配付用		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	●枚
8	募金専用封筒（ご希望数）	●枚
その他（希望された自治会町内会のみ配送）		
9	赤い羽根（ご希望数）	●枚
10	ありがとうステッカー（ご希望数）	●枚
11	領収書（ご希望数）	●枚

※「1. 依頼状」および「2. 令和8年度共同募金実施要領」以外の資材は、6月に各自治会町内会長あてに発送しました「令和8年度 戸別募金関連資材調査」にて、ご回答いただいた希望数に基づき送付しています。

上記調査票のご提出がなかった自治会町内会様へは、前年度の送付数と同数の資材数を自治会町内会長あてにお送りしていますので、ご了承ください。

●配布数の不足や内容についてのお問い合わせ先●

共同募金会旭区支会 事務担当:菊地・長谷川

受付時間:平日の9時～17時

住 所:旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

電話番号:045-392-1123

FAX 番号:045-392-0222

メー ル:asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

班 長・組 長 様

神奈川県共同募金会旭区支会
支 会 長 内田 裕朗

令和8年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。
今年度も自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。
お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、次の要領によりお取り扱いくださいますよう、
よろしくお願いいたします。

1. 受付期間 令和8年10月1日（木）～令和9年1月29日（金）
 ※従前は10月～12月までの3か月間としていますが、期間を延長して実施します。
 各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
2. 募金資材 9月下旬頃に自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定
 いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。
 チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
3. 募金の目的 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金
 確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。

 ※募金は任意であり、強制するものではありません。
 ※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。
 ※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入は任意です。
 過去、募金された方の要望で設けています。
4. 募金の回収 募金の回収は、各会・各班の方法でお願いします。
5. 募金の
 取りまとめ 回収された募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いします。
 しています。
6. 募金の受付 募金の受付につきましては【専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の
 窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手續料金加算・
 送金手数料が無料】となります。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地・長谷川）

受付時間：平日9時～17時※年末年始を除く

住 所：旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会内

電 話：045-392-1123 FAX：045-392-0222

メー ル：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

共同募金 Q&A

Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1

どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、10月1日から翌年3月31日まで実施されます。

一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

Q 2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

A 2

募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。

皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくぐらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれぐらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

Q 3 集まったお金はどんなことに使っているの？

A 3

「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
- ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
- ③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内19の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
- ② 区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
- ③ 生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。



赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします。

「共同募金」は、毎年10月に全国一斉に活動を行っています。都道府県ごとの地域福祉の推進のため、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設・団体の活動を資金面で支援しています。
また、国内で災害が起こった場合の災害ボランティア活動にも、重点的に支援を行っています。

いただいた募金は、旭区の福祉活動の支援に活用しています。



誰もが安心して過ごせる地域の実現に向けた活動

高齢者や障害のある方など、様々な状況の方が住み慣れた地域の中で安心して生活できる地域づくりを支援しています。
身近な地域での集いの場を通じた見守り活動や、地域の中の困りごとの解決に向けた取り組みを応援しています。



親の話を聴き、子どもを見守る居場所づくり

子ども向けイベントを開催し、親子の遊びの場を運営する団体の活動を応援しています。
子どもが季節行事に触れる機会を作りつつ、親が子どもと離れて、ほっと一息つく時間を設けています。



生活にお困りの方に対する、食料等支援事業の運営

様々な事情から、今日明日の食べるものに困っている方に対し食料品などをお渡ししています。また、生活の立て直しのために地域や支援機関とのつながりを作るための支援を行っています。

※その他の募金の使い道については、右記二次元コードより赤い羽根データベース「はねっと」をご覧ください。



令和7年度共同募金 寄付金総額

16,264,896円

赤い羽根募金の使い道

令和7年度寄付金総額：11,579,719円

①区内施設の設備工事等	1,600,000円
②区内社会福祉団体の事業費	1,100,000円
③区社会福祉協議会の事業費	5,162,320円
④県内福祉施設・団体の活動費	3,717,399円

年末たすけあい募金の使い道

令和7年度寄付金総額：4,685,177円

①区内19地区社会福祉協議会の事業費	3,860,286円
②福祉団体助成金	583,000円
③生活困窮者支援事業費（食支援等）	105,891円
④区社会福祉協議会の事業費	136,000円

共同募金 2026 地域版

あさひだより

神奈川県共同募金会 横浜市旭区支会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 横浜市旭区社会福祉協議会内

TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222 Mail:asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

クレジットカード、PayPayなどによるご寄付は、右記二次元コードから行うことができます。



10月1日から始まる 赤い羽根共同募金は運動創設
80周年を迎えます。神奈川県内で「地域共生社会」を
実現していくために、ことしも皆さまのご協力を
お願いいたします。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！



Q 共同募金って なに？

共同募金は、民間が行う寄付
金募集として、毎年、厚生労働
大臣の告示により実施する
「たすけあい」の運動
です。

戦後復興の一助と
なることを目的として
始まり、現在は皆さまがお
住まいの地域のさまざまな福祉
活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱
うために、寄付金の募集や配分
方法などが「社会福祉法」で定め
られています。

Q 共同募金って 何に 使われるの？

募金の7割は、あなたの町
の高齢者や障がい者の家事
援助や配食サービス、子
育て支援などのボラン
ティア活動などに役立
てられています。

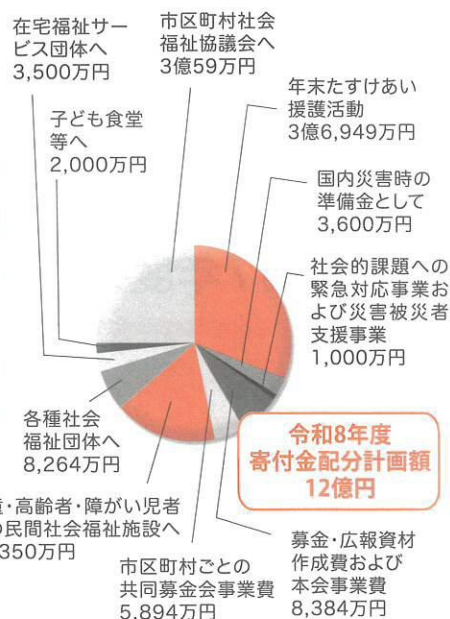
募金の3割は、児童
養護施設の遊具や障
がい者施設の福祉車両
の整備をはじめ、生活
困窮者への食支援活動
や国内大規模災害時の
災害ボランティア活動に
役立てられています。



Q 募金なのに どうして 目標額があるの？

地域福祉を進めるために、
社会福祉施設やボラン
ティア団体が行う活動
資金をあらかじめ把握
して、計画的に募金を行
うことが「社会福祉法」で
定められています。

募金は任意ですが、地域
福祉を資金面で支えていく
ためにご協力をお願いし
ます。



税制上の特典があります！

- ◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。
- ◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。
<https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home>
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階
電話 045-312-6339

「令和8年度・神奈川県の目標額は
12億円」

八十周年 じぶんの町を良くするしくみ。
ありがとう。これから一緒に。 **赤い羽根共同募金**

令和8年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

戦後間もない昭和22年に“国民たすけあい運動”として始まった共同募金は、こととして運動創設80年を迎えました。運動開始当初は、戦後復興の一助として戦災孤児や生活困窮者への支援を重点に配分が行われ、その後、高度経済成長からバブル経済の隆盛と崩壊、近年では新型コロナウイルスの感染拡大によるパンデミックなど、その時々の変化の中においても、共同募金は“たすけあい”を基調とする組織活動を展開してまいりました。

現在、わが国では本格的な少子高齢化や人口減少が進み、地域における社会的孤立の顕著化、物価高騰による生活困窮者や社会的養護が必要な子どもたちへの対応といった課題が多様化、複雑化し、さらに全国各地で多発・激甚化する自然災害の発生などによって、住み慣れた地域で安心して生活していくための環境が脅かされています。

共同募金会では、戦後から80年に及ぶさまざまな課題に対応してきた実績を踏まえて、共同募金が“極めて地域性の高い運動”という特性を発揮して、住民の支え合いと参加により地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現していくために、令和8年度も全国共通テーマ「つながりをたやさない社会づくり」のもとに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、福祉分野に留まらずさまざまな業界と連携しながら、組織活動を展開してまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は各都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和8年10月1日(木)から3月31日(水)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1月から3月までの3カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和8年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和8年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和8年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億3,051万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億59万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な活動を行う民間社会福祉・更生保護団体の事業	7,764万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急対応を行う資金	3,600万円
8. 社会的課題における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	327.1万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,056.9万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,894万円

◆ 年末たすけあい募金 3億6,949万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

Ⅴ 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、近年、キャッシュレス化が進む中で、現行の資金決済法令に適用した手法も適宜併用しながら募金活動を実施します。

なお、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者に誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、住民から理解が得られるように努めます。

また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。



- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者には、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用する方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) バッジ等の募金グッズを活用する募金方法を実施する際は、販売行為と誤解を受けないようにご留意いただきながら、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の

際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターとコラボグッズ等による募金・広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和8年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和8年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和9年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和8年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

7	都市計画市素案の縦覧
期間	令和8年11月13日（金）から令和8年11月27日（金）まで（土・日・祝日は除く）
縦覧場所	都市整備局都市計画課（受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで） ※横浜市ウェブサイトで都市計画市素案の概要を御覧になれます。

8	公述申出の受付
期間	令和8年11月13日（金）から令和8年11月27日（金）まで（土・日・祝日は除く）
公述申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係人は、市素案に対して公開の場で意見を述べる機会である「公聴会」における公述の申出ができます。 横浜市ウェブサイトから電子申請により公述の申出をしてください。 または、令和8年11月27日必着で、公述申出書を都市整備局都市計画課へ郵送若しくは持参（土・日・祝日は除く）してください。 ※公述申出書の様式は自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載ください。）参考様式を縦覧場所で配布しているほか、横浜市ウェブサイトでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

9	公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）
日時	令和9年2月4日（木）午後7時00分開始
会場	旭公会堂 講堂（旭区総合庁舎本館4階）（旭区鶴ヶ峰1-4-12）
その他	公聴会開催の有無は、12月2日（水）以降に横浜市ウェブサイトで御確認いただくか、都市整備局都市計画課に電話でお問い合わせください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については後日、横浜市ウェブサイトで公表します。

お問い合わせ先	
道路計画に関すること	横浜市 道路・交通政策局 事業推進課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 29階 北側 TEL 045-671-2777 FAX：045-651-6527 MAIL：do-jigyouchousei@city.yokohama.lg.jp
都市計画手続に関すること	横浜市 都市整備局 都市計画課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 22階 北側 TEL 045-671-2657 FAX：045-550-4913 MAIL：tb-toshikeikaku@city.yokohama.lg.jp 市素案説明会 横浜市市素案説明会 で検索 市素案縦覧・公聴会 横浜市公聴会 で検索

横浜市からのお知らせ



都市計画市素案説明会のお知らせ

～保土ヶ谷二俣川線、横浜厚木線の都市計画変更について～

都市計画道路保土ヶ谷二俣川線（延長約3.6km）は、令和7年に本宿地区が開通したことにより、未整備区間は終点部の約300mのみとなっています。今回、事業着手に向けて、区域を精査し、線形及び横浜厚木線接続部との交差点設計に伴うすみ切りの区域を変更します。

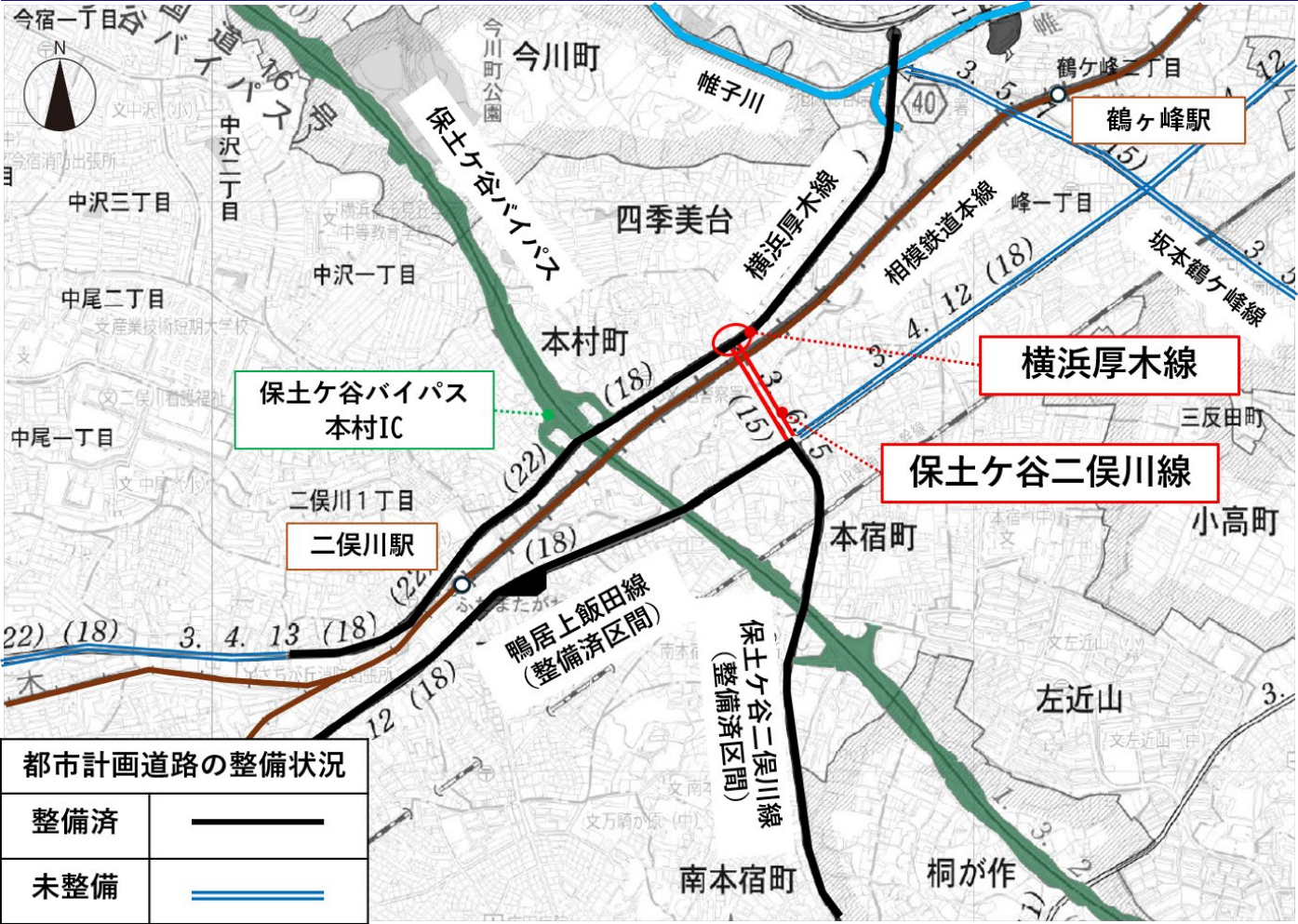
また、横浜厚木線について、交通処理の円滑化と安全性の向上のため拡幅して右折レーンを設け、区域を変更します。

このたび、都市計画市素案を作成しましたので、都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。

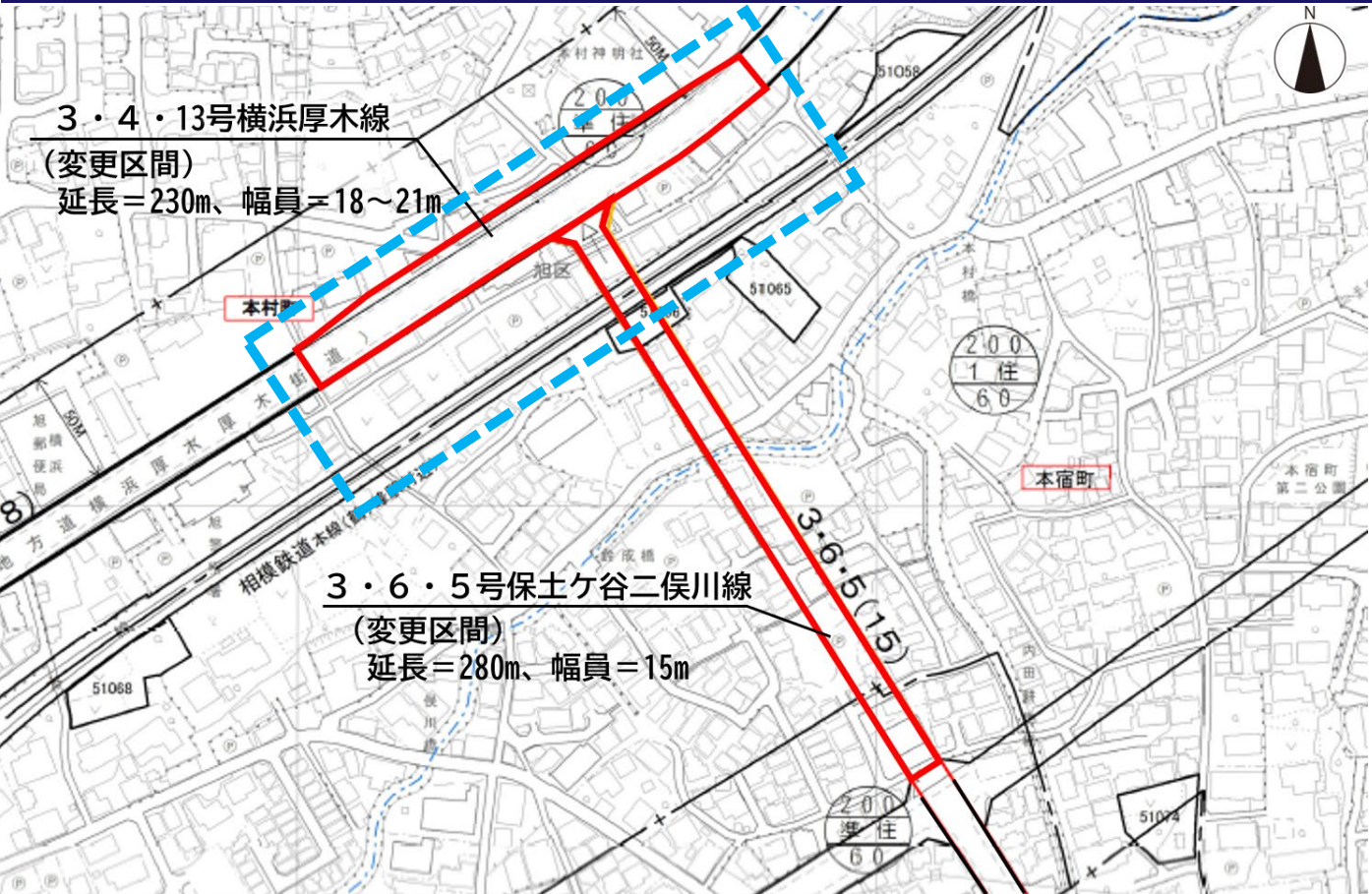
都市計画市素案説明会の日時及び会場		
現地開催	日時	令和8年11月14日（土）午後2時00分～3時30分（予定）（開場午後1時30分）
	会場	旭公会堂 講堂（旭区総合庁舎本館4階）（旭区鶴ヶ峰1-4-12） 
	備考	※説明内容は動画配信と同じです。 ※申込は不要です。直接会場へお越しください。（満席の場合はご参加いただけませんのでご了承ください） ※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。
動画配信	日時	令和8年11月13日（金）から令和8年11月27日（金）まで
	場所	横浜市ウェブサイト上での動画配信（音声付説明動画） 横浜市市素案説明会 で検索



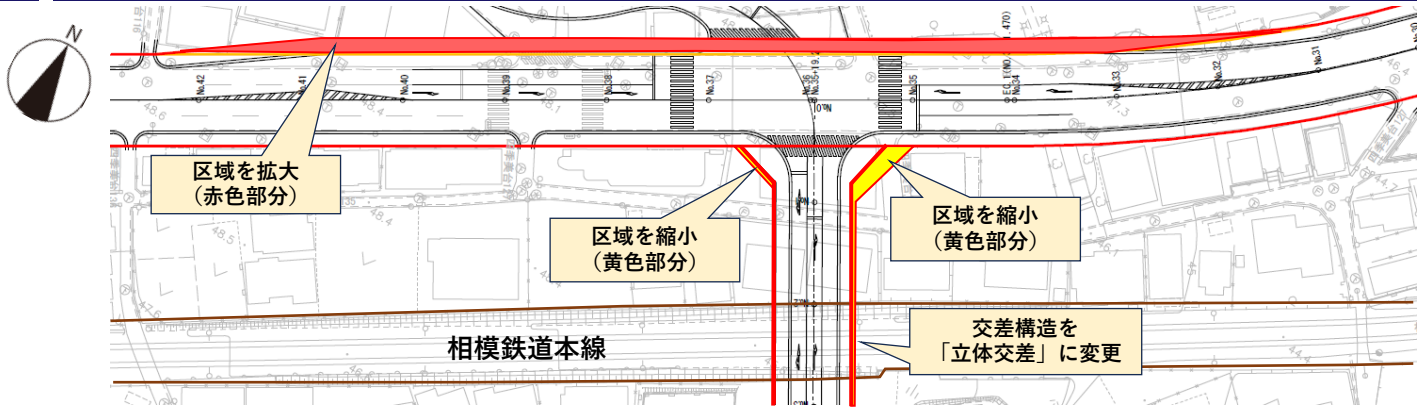
2 位置図



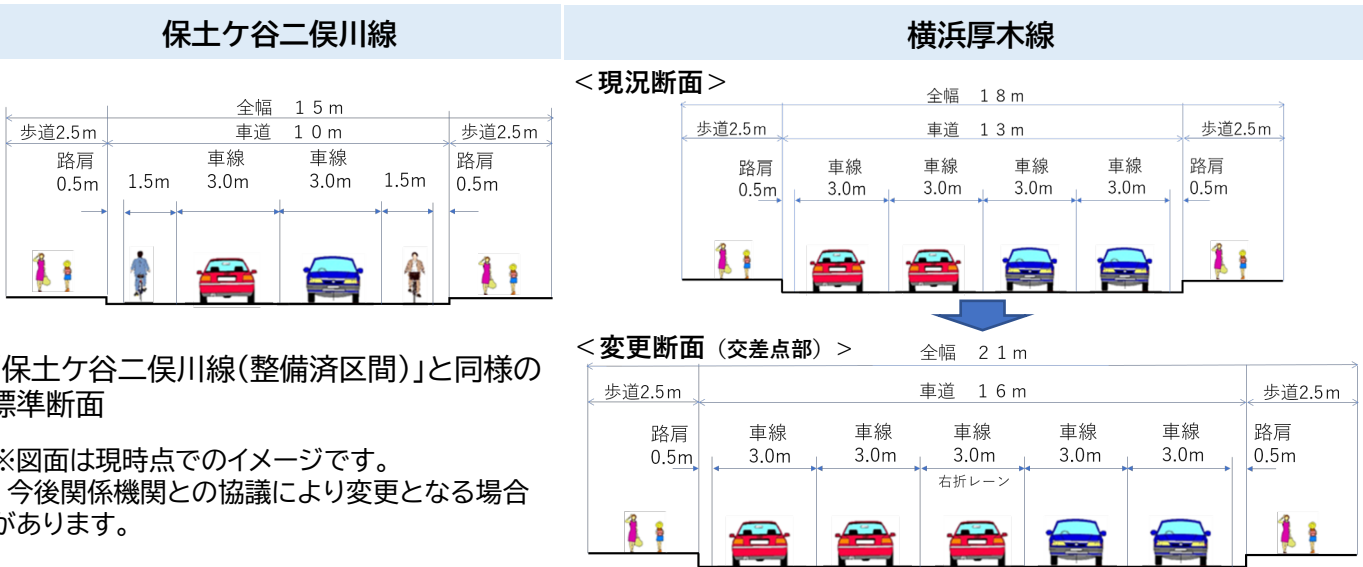
3 計画図



4 変更箇所図 (拡大)



5 標準断面図



6 道路の変更

■ 保土ヶ谷二俣川線

3・6・5号保土ヶ谷二俣川線について、未整備区間である本宿町及び本村町における事業着手に向けて、区域を精査して変更し、あわせて相模鉄道本線との交差構造を立体交差に変更します。

種別	名称		位置		区域
	番号	路線名	起点	終点	
幹線 街路	3・6・5	保土ヶ谷二俣川線	保土ヶ谷区 今井町	旭区 本村町	旭区 南本宿町
構造					
構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等 との交差の構造		備考
地表式	2車線	11m	JR東海道新幹線と立体交差 相模鉄道本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所		路線の幅員 11~15m

■ 横浜厚木線

3・4・13号横浜厚木線について、交通処理の円滑化と安全性の向上のため拡幅して右折レーンを設け、区域を変更します。

種別	名称		位置		区域
	番号	路線名	起点	終点	
幹線 街路	3・4・13	横浜厚木線	旭区 鶴ヶ峰本町	瀬谷区 瀬谷六丁目 (大和市界)	旭区 四季美台 瀬谷区 三ツ境
構造					
構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等 との交差の構造		備考
地表式	—	18m	相模鉄道本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所		路線の幅員 18~22m

自慢の
お庭や花壇を
公開して
みませんか？



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

2027 旭オープン ガーデン 会場募集



オープンガーデンは、旭区の皆さんが心を込めて手入れをしているお庭や花壇
などを紹介し、来場者の皆さんに自由に巡って楽しんでいただくイベントです。

募集締切

令和8年

<必着>

10月30日(金)

裏面の募集要領をご覧ください。

＼ 外からのみ見学可という会場也大歓迎です！ ＼



個人宅の庭・花壇・プランター



公園愛護会等、地域の皆さんが
管理している花壇・プランター



地域の団体、商店、企業等の
庭・花壇・プランター

会場参加者限定！

2027旭オープンガーデン(予定)

GREEN×EXPO 2027

開催を記念して

オリジナルTシャツを
ご用意しています！



配付枚数には限りがあるため、原則として
1会場あたり5枚までとさせていただきます。
着用予定の方の人数分について、申込み時に
希望サイズと枚数をご回答ください。

※予備分や配付用としての申込みはご遠慮ください。
※申込状況により、枚数を調整させていただく場合が
あります。

開催期間

令和9年 **3月19日(金) - 5月9日(日)**

特別公開期間(お庭に入れる特別な6日間)

令和9年
4月16日(金)、17日(土)、18日(日)
5月7日(金)、8日(土)、9日(日)

※外からのみ見学できる期間

令和9年 3月19日(金) ~ 5月9日(日)

横浜市からのお知らせ

主催：横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会
共催：旭区役所



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

「2027 旭オープンガーデン」参加会場 募集要領

開催期間

令和9年3月19日(金)～5月9日(日)

特別公開期間(お庭に入れる特別な6日間)

令和9年4月16日(金)、17日(土)、18日(日)

令和9年5月7日(金)、8日(土)、9日(日)

※3月、4月又は5月のみの参加も可能です。
また、期間中の一部の日での参加も可能です。

外からのみ見学できる期間(希望制)

令和9年3月19日(金)～5月9日(日)

応募方法

1. 電子申請(横浜市電子申請で検索)
2. メール本文に「応募票」の各項目を記入して、「問合せ」へご応募ください。
3. 本チラシの「応募票」に記入して、郵送又は持参により「問合せ」へご応募ください。

電子申請は
コチラ



募集締切

令和8年10月30日(金) <必着>

応募上の注意

- ご応募いただいた庭や花壇などを紹介するパンフレットを作成し、来場者向けに配付する予定です。ご応募いただいた方には、後日、写真等をご提供いたします。なお、郵送費用は応募者負担となります。
- 当事業を通じて得た個人情報は、当該事業の進行及び管理の目的以外には使用しません。

区HPは
コチラ



問合せ

横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局(旭区役所区政推進課)「旭オープンガーデン」担当
〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12
〈電話〉045-954-6027 〈メール〉as-2027engeihaku@city.yokohama.lg.jp

(キリトリ線) ✂

「2027 旭オープンガーデン」応募票

① 種別 ア 個人 イ 団体等 ※どちらかに○を付けてください

② 氏名 又は 団体等代表者氏名

フリガナ

※団体等の場合はこちらに団体名称もご記入ください

フリガナ

③ 住所(団体等の場合は代表者住所)

フリガナ

※団体等の場合はこちらに「〇〇公園」など会場の名称をご記入ください

フリガナ

※旭オープンガーデンに関する物品や郵送物等を送付する住所になります。

④ 電話番号

⑤ メールアドレス

⑥ 特別公開期間(お庭に入れる特別な6日間)の参加意向 ※いずれかに○を付けてください。

ア 4月と5月の両方 イ 4月のみ ウ 5月のみ エ 一部の日のみ参加 参加予定日⇒()
オ 外からのみ見学可能 ※4月:16日・17日・18日 5月:7日・8日・9日

⑦ 外からのみ見学できる期間(3月19日～5月9日)の参加意向 ※いずれかに○を付けてください。

ア 参加する(全期間) イ 3月参加 ウ 4月参加 エ 5月参加 オ 参加しない

⑧ パンフレット掲載情報

☐ 別紙に記入して提出

☐ 2026 掲載情報から変更なし

パンフレットに掲載する会場の情報として、次の項目を別紙に記入して、この応募票と一緒に提出してください(様式は自由)。
「2026 旭オープンガーデン」に参加された方で、変更のない方は上の「☐2026 掲載情報から変更なし」にチェックを入れてください。
(それ以前にご参加いただいた方は、別紙作成をお願いいたします。)

ア 会場紹介文(80文字まで) イ 会場所在地(応募者住所と同じ場合も掲載してください)

ウ 会場までのアクセス(バス停「〇〇」から徒歩〇分、〇〇駅から徒歩〇分等)

⑨ 来場者が撮影した会場写真の SNS 投稿可否について(どちらかに○)

ア 投稿可

イ 投稿不可

⑩ Google マップへの会場情報掲載(イベント期間中のみ)の可否について(どちらかに○)

ア 公開可

イ 公開不可

⑪ 「よこはまウォーキングポイント」アプリ(スタンプラリー)への情報掲載の可否について(どちらかに○)

ア 公開可

イ 公開不可

⑫ 取材依頼があった場合の対応可否について(どちらかに○)

ア 対応可

イ 対応不可

⑬ T シャツのサイズと枚数(1会場につき5枚まで)

M サイズ() 枚

L サイズ() 枚

詳細は表面をご確認ください

区連会 資料 3－5

旭 政 第 924 号

令和 8 年 9 月 18 日

旭区自治会町内会長 各位

区政推進課長

自治会館や集会所における「横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカー」 の掲示について（依頼）

日頃より、横浜グリーンエキスポに向けた広報にご協力をいただきありがとうございます。
す。

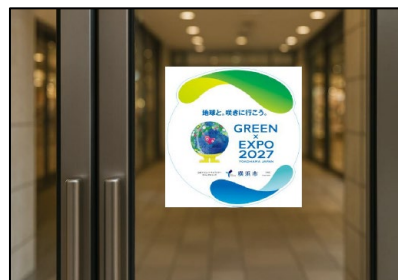
さて、7月の区連会でご案内させていただきましたとおり、横浜グリーンエキスポへの期待感や応援ムードを高めていくため、本市では「横浜グリーンエキスポ機運醸成ステッカー」（以下「ステッカー」という）を作成しました。

つきましては、自治会館や集会所（以下「自治会館等」という）において、窓・入口付近など、利用者や地域の皆様の目に触れやすい場所への掲示にご協力をお願いします。

1 概要

<仕様> 11 cm×11 cm 両面シール

<掲示期間> 横浜グリーンエキスポ終了日
(令和 9 年 9 月 26 日) まで



2 配付方法

自治会館等を有する自治会町内会へは、自治だよりに同封してお送りします（各館 2 枚）。掲示の際は、別添「機運醸成ステッカーご利用にあたってのお願い」をご一読ください。

3 その他

ステッカーは、自治会館等のほか、商業施設、店舗、飲食店、クリニック、オフィス・営業所などでもご活用いただけます。ステッカーは、旭区役所区政推進課企画調整係（旭区役所本館 2 階 23 番窓口）でお渡ししておりますので、身近に対象となる方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただけますと幸いです。

※お渡し時には、名刺等で店舗の確認をさせていただきます。

※なくなり次第終了いたします。

担当：旭区役所区政推進課

企画調整係 黒川・長友

954-6026・6027

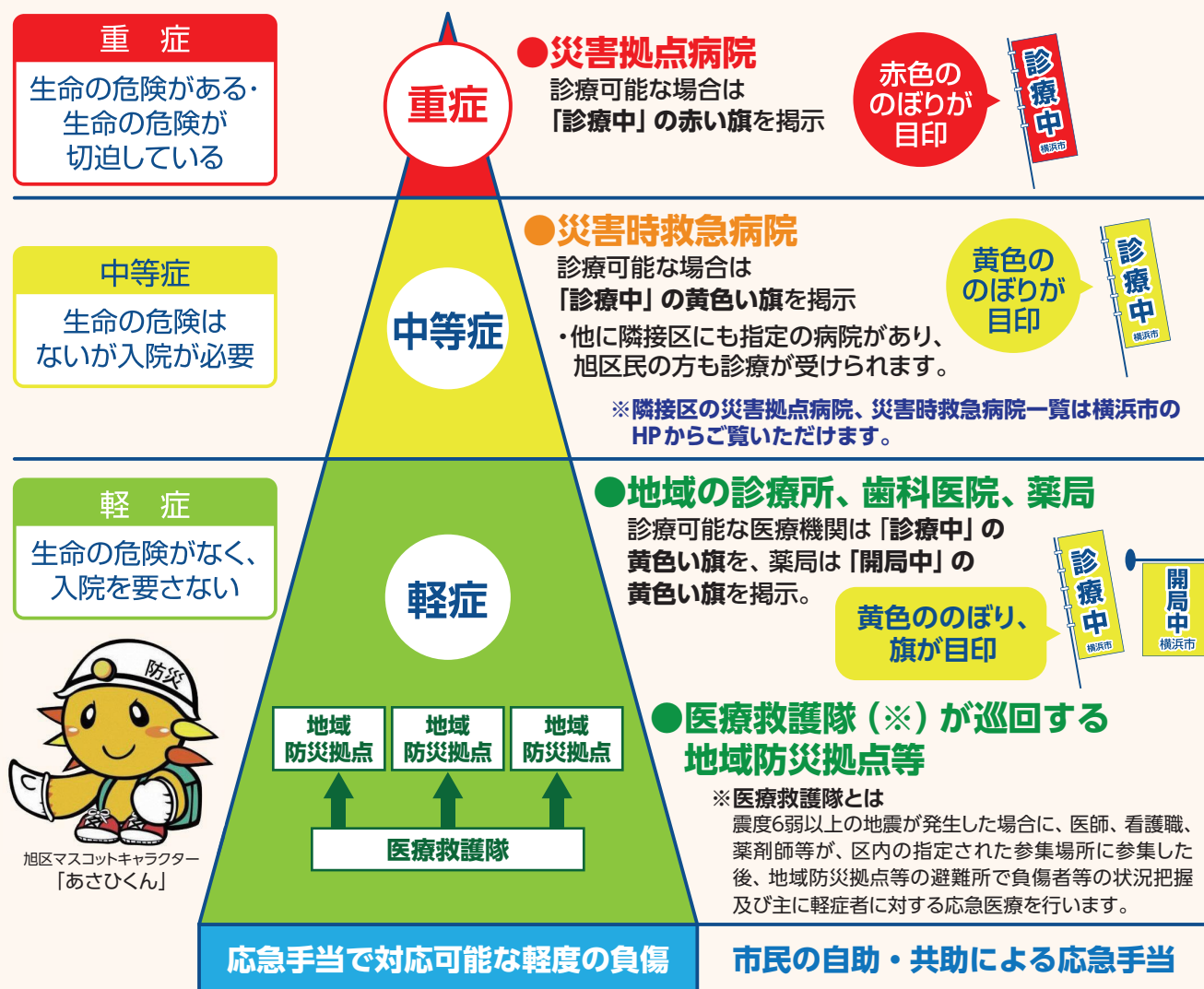
令和8年度 旭区3師会 災害時医療のぼり旗掲出訓練

期間 令和8年 **10月19日(月)～21日(水)**

地域の協力医療機関である病院、一般診療所、歯科診療所、薬局が、「診療中」「開局中」の“のぼり旗”を掲出します。

※ 震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療、開局することとしています。

緊急度・症状の重さに応じて、医療機関等を選択しましょう。



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

日頃からの
備えも大切です!

- ① 近所の医療機関等を調べておきましょう。
- ② 処方薬等の正確な情報を携帯しましょう。
- ③ 処方薬等は1週間程度の予備を手元に。

自治会・町内会長 各位

旭区福祉保健課長

6 区合同（旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷）災害時医療のぼり旗掲出訓練の 実施に伴う告知ポスターの掲出について（依頼）

日ごろから皆様には、防災減災に向けた各種取組に御尽力いただきありがとうございます。

さて、横浜市では、震度 6 弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療することとしています。

本取組について区民の皆様への周知を促進し、発災時に災害時医療体制が円滑に構築されることを目的として「災害時医療のぼり旗掲出訓練」を実施いたします。今年度は、昨年度合同で実施した旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷の 6 区が参加する予定です。

つきましては、9 月の自治だよりで本訓練の実施及び災害時の医療体制に関する告知ポスターを配布いたしますので、掲示板への掲出に御協力をお願いいたします。

1 訓練実施期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）～21 日（水）の 3 日間

2 訓練内容

災害協力医療機関及び薬局が、診療時間や営業時間内の診療等に支障なく対応できる範囲で、横浜市医療局から予め提供されている災害時のぼり旗を掲出します。

3 掲示を依頼する掲示物

A 4 版ポスター【別紙 1】

4 掲出期間

令和 8 年 9 月下旬から 10 月 21 日（水）まで

5 その他の周知方法

広報よこはま旭区版 10 月号



旭区役所福祉保健課 災害医療担当
TEL : 954-6101 FAX : 953-7713
Email : as-fukuho@city.yokohama.lg.jp

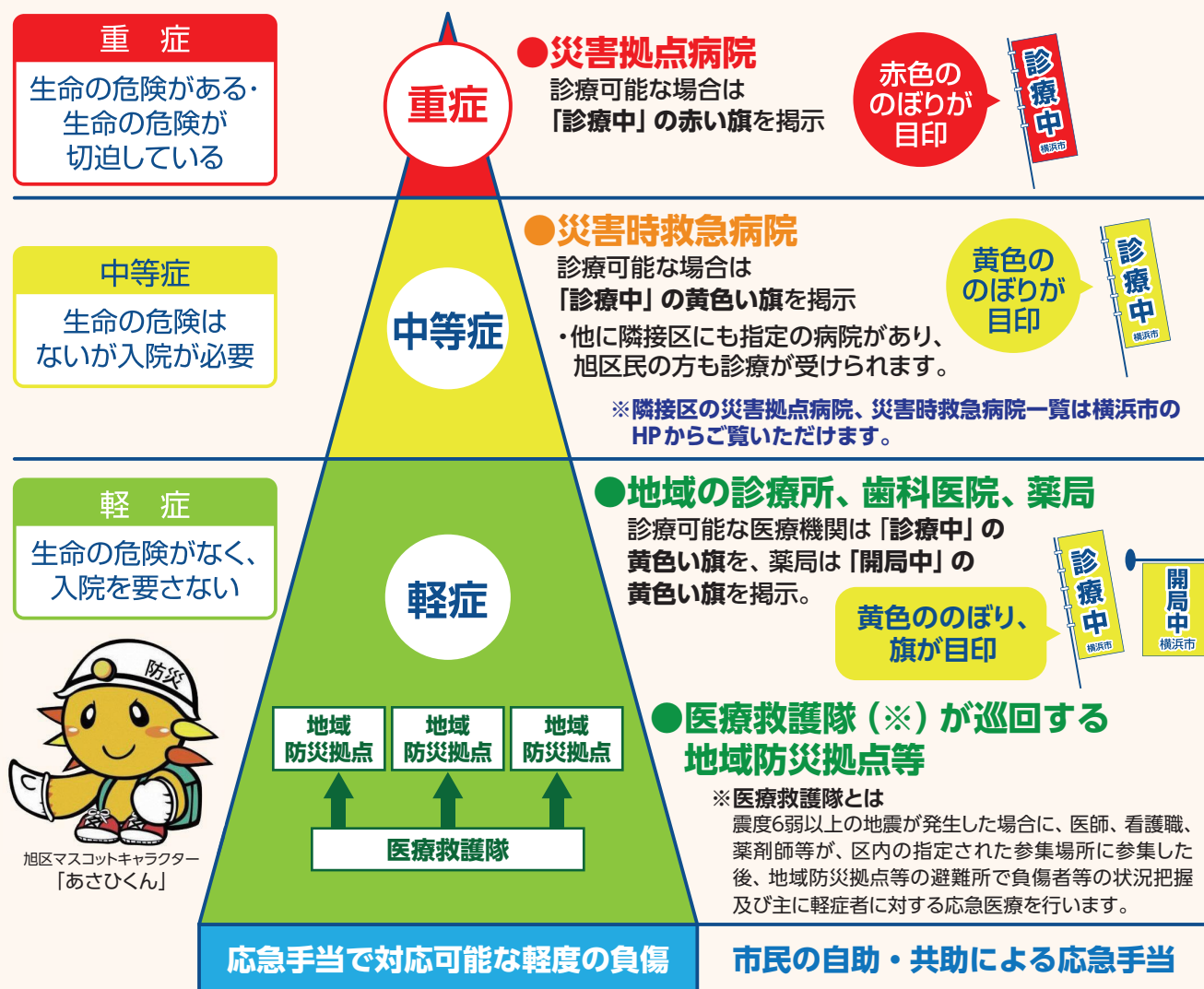
令和8年度 旭区3師会 災害時医療のぼり旗掲出訓練

期間 令和8年 **10月19日(月)～21日(水)**

地域の協力医療機関である病院、一般診療所、歯科診療所、薬局が、「診療中」「開局中」の“のぼり旗”を掲出します。

※ 震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療、開局することとしています。

緊急度・症状の重さに応じて、医療機関等を選択しましょう。



日頃からの
備えも大切です!

- ① 近所の医療機関等を調べておきましょう。
- ② 処方薬等の正確な情報を携帯しましょう。
- ③ 処方薬等は1週間程度の予備を手元に。

令和 8 年

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の実施について

1 趣旨

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、別添のとおり、調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をいたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】調査対象地区では地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】調査対象地区の単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 調査の概要

（1）調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

（2）調査対象

調査区に居住する在宅の障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方）を対象としています。

（3）調査対象地区

別添「対象地区名簿」のとおり（区内 11 地区）

※ 恐れ入りますが、「対象地区名簿」の所属単位自治会町内会欄の記載に誤りがある場合は下記【区窓口担当】あてご連絡ください。

（4）調査事項

- ア 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- イ 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

（5）調査基準日

令和 8 年 11 月 1 日（日）

(6) 調査の方法

- ア 10月5日以降に調査員が『調査実施のお知らせ（世帯用）』（必要に応じてマンション管理人等）を調査地区内の各世帯に配布します。
- イ 訪問を望まない方からのご連絡を健康福祉局障害施策推進課で受けます。
- ウ 11月1日（日）から11月22日（日）までの期間に調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、世帯主や調査対象者の有無を確認して「地区要図」と「世帯名簿」を作成します。
- エ 調査対象者がいる場合は、訪問時に調査票を手渡し、記入及び返送を依頼します（返送期限：12月10日（木））。

調査票は、原則として調査対象者本人が記入し直接ご郵送いただきます。必要に応じて、適切な記入支援を実施します。

- ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
- ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
- ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

(7) 調査員の身分

調査員は横浜市長から本調査を行う者として任命を受けており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

(8) 別添資料

- ア 対象地区名簿
- イ 調査実施のお知らせ（世帯用）
- ウ 調査実施のお知らせ（マンション管理人等）
- エ 調査員証（見本）
- オ 単位自治会町内会長あて通知

【本調査全般に関する問い合わせ先】

担 当：健康福祉局障害施策推進課

川端・石川

電 話：045-671-3603 FAX:045-671-3566

メール：kf-syosuishin@city.yokohama.lg.jp

【区窓口担当】

担 当：旭区高齢・障害支援課障害者支援担当
小出

電 話：045-954-6145 FAX:045-955-2675

メール：as-koreisyogai@city.yokohama.lg.jp

対象地区名簿

地区番号	所在地	世帯数	所属連合地区	所属単位自治会町内会
14116	今川町2, 3番地	68	旭中央	今川町内会
14117	市沢町709, 710番地、市沢町704, 715番地	52	市沢	市沢町下町内会 市沢中町内会
14118	本村町100～102番地、本村町97～99,	93	二俣川	本村中央自治会
14119	さちが丘149～152番地、	58	さちが丘	さちが丘東部自治会
14120	南希望が丘63, 64番地	54	希望が丘南	南希望が丘中央会
14121	東希望が丘148番地	64	(未加入)	(未加入)
14122	今宿南町1926, 1930, 1990, 1991番地、今宿南町1667～1673, 1925番地	60	今宿	今宿南町内会
14123	若葉台二丁目6番地	41	若葉台	若葉台二丁目南自治会
14124	上白根二丁目53番、上白根二丁目54番、上白根二丁目55番、上白根二丁目56番	55	(未加入)	上白根町内会
14125	白根四丁目18番	58	白根	ナイスパークステージ 横濱鶴ヶ峰自治会
14126	川島町2846, 2849, 2851, 2893～2895番地	52	鶴ヶ峰	猪子山町内会

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅 障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

このたび、皆さまがお住まいの地域に「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

この調査は、障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病氣やけが等により生活のしづらさがある者）を対象として行う調査であり、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

※調査の対象となる方は、裏面をご参照ください。

調査は令和8年11月1日時点で行うこととしており、調査員が11月1日から11月22日までの期間に皆様方のお宅にお伺いし、調査の趣旨の説明、調査の対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきます。

ご記入いただいた調査票は、郵送により回収させていただきます。

調査員が訪問することを事前に断りたい場合や調査についてのお問い合わせをしたい場合は、調査を実施する自治体の下記の窓口にご連絡ください。（訪問をお断りになる場合は、10月23日までにご連絡ください。）

調査についてのお問い合わせ先 横浜市健康福祉局障害施策推進課
☎045-671-3603 FAX 045-671-3566（平日9：00～17：00）
メール kf-r8shizurasachosa@city.yokohama.lg.jp

上記の窓口のほか、厚生労働省の調査担当窓口にご連絡いただくこともできます。（☎03-5253-1111（内線3029））

※お問い合わせ時間 9：00～12：30 13：30～18：00（平日のみ）

なお、調査票には個人を特定できる質問はございませんし、調査票に記入された内容は、統計上の目的以外に用いることはありません。

また、調査票の記入や提出は任意ですので、ご回答いただけない場合でも不利益が生じることはありません。

今回の調査目的をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査員が訪問する際には、横浜市が交付した調査員証を提示します。

この調査では以下に該当する方を調査対象としております。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障害のある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- ・ 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
- ・ 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
- ・ 眼鏡などを使っても、見えにくい。
- ・ 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
- ・ 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
- ・ 思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・ お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
- ・ 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
- ・ 2リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さに持ち上げることが難しい。
- ・ 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
- ・ 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
- ・ その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

よくある質問

「次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。」
として、対象となる例が列挙されているが、これらに該当しない場合は、
対象外となるのか。

列挙しているのは、あくまで例であり、例示に該当がない場合でも、「長引く
病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」と、本人が認識されて
いる場合は、調査の対象となります。

調査の対象者について、「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさ
が生じている」には、本人に心身の機能の障害はないが、騒音などの生活
環境によって、日常生活のしづらさが生じている場合も含まれるのか。

「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」には、何ら
かの心身の機能の障害により、日常生活のしづらさが生じている方を幅広く
対象としているが、心身の機能の障害が全くない方は、調査の対象外となり
ます。

加齢により日常生活のしづらさが生じている方も調査対象となるのか。

加齢により、心身に具合の悪い状態が生じ、日常生活のしづらさを感じて
いる方も調査対象となります。

「長引く病気やけが等」の「長引く」とは、具体的に何ヶ月以上が該当す
るのか。

「長引く」ものであるかどうかは、ご本人の認識次第なので、厳密に何ヶ月
という線引きはありません。ご本人が判断できないという場合は、「概ね6ヶ月
以上病気やけが等が継続している場合、または、継続する見込みがある場合」
を一つの目安としてください。

1 世帯に、調査対象者が二人いる場合の送付方法はどのようにすれば良いか。

調査票 1 部につき、封筒を 1 枚用意してありますので、それぞれにつき調査票をご記入いただき、別々の封筒に入れて送ってもらうようにしてください。

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

厚生労働省では、このたび都道府県・市区町村を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、調査員が 11月1日～11月22の期間に建物にお住まいの世帯を訪問させていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。

《調査の概要》

「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」は、障害児・者等の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

今回は令和2年の国勢調査調査区から全国5,578地区を抽出して、調査員が地区内の全世帯を訪問し、その中で調査対象となる方に調査を実施します。

《調査員の身分》

お伺いした調査員は、都道府県知事（市長）よりこの調査を行う者として任命されており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

オートロックマンション等、厳重なセキュリティのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできますよう、何卒ご協力よろしくをお願いいたします。

調査についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害施策推進課

☎ 045-671-3603（平日9:00～17:00）

）

令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査) 調査員証

(表面)



令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査)
調 査 員 証

第 号 氏 名

この者は、生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の調査員であることを証明する

知 事
市 長



(裏面)

注意事項

- 1 この調査事務を行うときは、この調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この調査員証の有効期間は交付の日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日までとする。

(交付日 令和 年 月 日)

〇〇町内会会長 様

**令和８年生活のしづらさなどに関する調査
（全国在宅障害児・者等実態調査）の実施について**

残暑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、別添のとおり、調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Ⅰ 添付資料

- (1) 令和８年生活のしづらさなどに関する調査の概要
- (2) 調査実施のお知らせ（世帯用）（案）
- (3) 調査実施のお知らせ（マンション管理人等）（案）
- (4) 調査員証（見本）

Ⅱ お問い合わせ先

- (1) 区に関すること

旭区 高齢・障害支援課 小出

電話：045-954-6145 FAX:045-955-2675

- (2) 「令和８年生活のしづらさなどに関する調査」全般に関すること

健康福祉局障害施策推進課 川端・石川

電話：045-671-3603 FAX:045-671-3566

令和8年9月18日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和8年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和9年3月末時点で通算5年以上従事していること

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領に基づき、活動年数の算定をお願いします。

(例：令和4年5月定期総会で役員就任し現在も引き続き活動している場合、
令和4年4月から就任し令和9年3月末時点で通算して、通算5年とする。)

- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

2 提出物

推薦書

3 提出期限

令和8年10月19日（月）

※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は10月13日（火）としております。

裏面あり

4 提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区地域振興課地域活動係

メール：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1) 日時

令和9年1月18日(月) 13時30分から14時30分まで

(区連会定例会は15時00分開始)

(2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

6 推薦書について

推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します（別紙参照）。

各自治会町内会長には、提出先を各地区連合自治会町内会長宛にお願いしておりますので、推薦書が届きましたら取りまとめのうえ、地域振興課へ提出をお願いします。

(要綱において、推薦者は各地区連合自治会町内会長としているため)

担当：旭区地域振興課地域活動係 丸山・山田

電話：954-6091

FAX：955-3341

Mail：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和8年9月18日

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和8年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和9年3月末時点で通算5年以上従事していること

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領に基づき、活動年数の算定をお願いします。

(例：令和4年5月定期総会で役員就任し現在も引き続き活動している場合、
令和4年4月から就任し令和9年3月末時点で通算して、通算5年とする。)

- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

2 提出物

推薦書

3 提出期限

10月13日（火）

4 提出先

各地区連合自治会町内会長

各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、令和8年10月19日（月）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

- (1) 日時

令和9年1月18日（月） 13時30分から14時30分まで

- (2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

※ 推薦者がいる自治会町内会につきましては、各会長宛にも案内状に送付します。

担当：旭区地域振興課地域活動係 丸山・山田

電話：954-6091

FAX：955-3341

Mail：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書

令和 年 月 日

横浜市旭区長

次の者等を、旭区地域活動のつどい功労者表彰の候補者として推薦します。

(地区連合自治会町内会名)

(会長名)

(電話番号)

所属する 自治会町内会名					
(ふりがな)					
氏名又は団体名					
住 所 団体の場合は代表 者氏名及び住所		〒旭区 電話 ()			
略 歴	種 別	職 名 等	在 職 期 間 始 期 終 期		在職年数
	役員歴 (団体の場合は 不要です。)				
功労概要		具体的な内容			
確認欄 (確認して、□に✓)		☐ 当該の役職が自治会町内会における役員に位置づけられているか確認しました			

※ 収集した個人情報は本表彰事業以外の目的には使用しません。

提出期限： 令和8年10月19日(月)

※自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限:10月13日(火)

提 出 先： 旭区役所地域振興課地域活動係 (区役所2階21番窓口)

担 当： 丸山・山田 電 話 954-6091

メール as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱

制 定 平成18年1月30日

最近改正 令和4年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区内の自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）において、役員等として当該自治会町内会等の運営に寄与した者に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会町内会等における副会長等の役員等として通算5年以上従事しているもの
- (2) 永年にわたり、自治会町内会等の活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(被表彰者の資格)

第3条 表彰を受けることができるものは、前条第1号又は第2号に該当し、旭区内において活動している個人等とする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 各地区連合会長は、第2条及び第3条の規定により、表彰を受けるにふさわしいものを表彰候補者として区長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 前条により推薦された表彰候補者については、別に定めるものをもって構成する推薦委員会において選考する。

- 2 区長は、前項の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。
- 3 第1項の推薦委員会の運営は別に定める。

(表彰の方法)

第6条 第2条の表彰については感謝状により、区長が行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領

制 定 平成18年 1 月30日

最近改正 令和 8 年 9 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(表彰の対象となる活動)

第2条 要綱第2条第1号及び第2号に定める表彰の対象となる活動は、自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）の活動活性化と併せて自治会町内会等への加入促進を図るための取り組みとする。

(推薦基準)

第3条 表彰候補者の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会町内会等の役員等としての通算活動期間が5年に達した者及びその後の活動期間が5年ごとに達した者。
- (2) 特に功績が顕著とは、高い功績をあげ、地域活動に多大な評価をされているもの、又は他の模範となる活動であり、地域において波及効果が認められるものをいう。

(再推薦)

第4条 既に表彰を受けた者であっても、表彰を受けた日の属する年度の翌年度以降に改めて第3条に規定する推薦基準を満たした場合は、再び推薦を受けることができる。

(活動期間の計算)

第5条 表彰候補者の活動期間の計算は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会町内会等で役員改選時期に毎年開催される定期総会において選出され就任した役員については、その総会が開催された月の属する年度の4月1日から活動しているものとみなす。
- (2) 3月に定期総会を開催し役員の改選が行われ、3月中に活動を開始する場合には、就任後最初の4月から計算する。
- (3) 役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の3月末日までを活動期間とみなす。
- (4) 複数の活動に従事する者については、各活動の活動期間の合計で算出し、兼任期間については重複して計算しないものとする。
- (5) 活動を中断した期間がある場合は、当該期間を除く前後の期間を通算する。

(表彰除外)

第6条 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員等各種団体の永年表彰に該当する者は、表彰の対象から除外する。

(表彰候補者の推薦)

第7条 要綱第4条に定める表彰候補者の推薦にあたっては、「旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書」を別に指定する期日までに区長に提出するものとする。

(推薦委員会)

第8条 推薦委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 旭区連合自治会町内会連絡協議会会長
- (2) 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
- (3) 旭区連合自治会町内会連絡協議会監事
- (4) 旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局（地域振興課長）

附 則

この要領は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

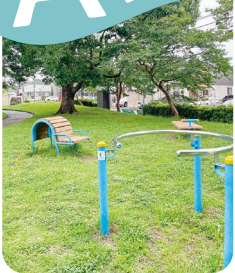
この要領は、令和8年9月1日から施行する。



好きな時に 気軽に歩いて参加賞を **GET** しよう！

Aコース

鶴ヶ峰駅周辺



身近なところで楽しむ

二俣川駅・希望ヶ丘駅周辺



歴史を訪ねる

Bコース



家族で楽しむ

区内を巡る
4コース

※1コース
約4~6キロ！

歩いてても、日を分けて歩いててもOK！

Cコース

南万騎が原駅周辺



自然の中でリフレッシュ



地元の野菜を味わう



体を動かす

上白根周辺



動物たちに会いに行く

Dコース



参加賞と豪華賞品は裏面を

CHECK!



主催 旭区福祉保健課健康づくり係 (TEL:045-954-6146)

協力 相模鉄道株式会社、鶴ヶ峰商店街協同組合、トレイルアドベンチャー・よこはま、フォレストアドベンチャー・よこはま JA 横浜、よこはま動物園ズーラシア、旭スポーツセンター、横浜市今宿地域ケアプラザ、横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ、旭区地域子育て支援拠点ひなたぼっこ 等

旭区マスコットキャラクター
あさひくん

参加賞

4コースのうち、
いずれかのコース内の

5 スポットを巡って
参加賞をGET!

レジャー
クッション



(全3色・先着 400名)

反射板
キーホルダー



交換場所

- ・旭区役所
- ・旭スポーツセンター
- ・横浜市今宿地域ケアプラザ
- ・横浜市ひかりが丘
地域ケアプラザ

さらに、アンケートに答えると抽選で豪華賞品が当たるチャンス！！



相模鉄道

そうにゃん
カフェ
セット



5名様分



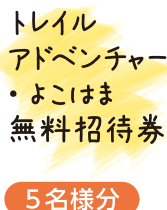
フォレスト
アドベンチャー
・よこはま
無料招待券



5名様分



トレイル
アドベンチャー
・よこはま
無料招待券



5名様分

鶴ヶ峰商店街
協同組合

防災
リュック



1名様分

スマートウォッチ



5名様分

ネックウォーマー
(全2色)



10名様分

カラビナ付き
水筒 (全4色)



16名様分

ショルダーバッグ



4名様分

あさひくんグッズ
詰め合わせセット



10名様分

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます (12月下旬発送予定)。

参加するには…
まずは、

よこはま/
ウォーキングポイント
(けんこうマイレージアプリ)

アプリを
ダウンロード!

毎日のちょっとした行動を通じて、
楽しみながら健康づくりに取り組める!



1 二次元コードを読み込み、
App Store または
Google Play を選択。

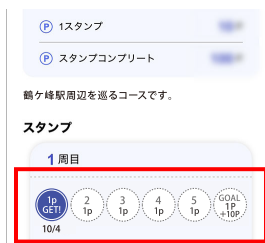


2 ウォーキングコースから
「あさひさんさんウォーク」
の各コースを選択します。



今回のイベントの画面ではありません

3 スクロールしてスポットを確認し、「地図で見る」
を押します。スポットの近くまで行き「スタンプ
を獲得する」を選択するとスタンプとポイントが
もらえます。



ウォーキング
ポイント

各スポットで1ポイント、
各コースすべてのスポットを
巡ったら、ボーナス
10ポイントももらえる!

スタンプ取得場所は無料エリアです。一部の施設は利用料がかかります。

詳しくは、
旭区イベント
ページへ!



あさひさんさんウォーク



さらに! / あさひの魅力発見!
あさひの逸品
キャンペーンも
同時に開催中!



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

旭区のおいしいもの

あさひの逸品キャンペーン

開催期間

令和8年

10月1日(木) ▶ 11月30日(月)

あさひの逸品とは？

旭区内で販売・提供されている食べ物、飲み物の中で、特においしいと推薦のあったものや、旭区ならではの特徴のあるものを「あさひの逸品」として認定しています。

認定店には
こちらの目印があります

買って食べて「あさひくん」グッズをGETしよう！



シール



ボールペン



ウェットティッシュ



反射リストバンド

※キャンペーン参加店舗で「あさひの逸品」を購入・飲食した方にプレゼントします ※なくなり次第終了

追加認定品を大募集!!

まだ「あさひの逸品」に認定されていない、
旭区のおいしいものを募集します！

✓ 推薦条件 … 旭区内で生産または販売されている飲食物

- 旭区ならではの魅力のあるもの
- 旭区の風土や歴史の地域資源を活かしたもの
- 旭区産の素材を使用しているなどのオリジナリティのあるもの
- 旭区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの

✓ 推薦方法

- 横浜市電子申請・届出システム
- 下部の推薦書を応募BOXへ投函 @区役所2階

✓ 応募資格

どなたでも応募できます(自薦・他薦を問いません)



たくさん応募してね!!

キャンペーンの詳細
(応募フォーム)はこちら!

問合せ 旭区役所「あさひの逸品」担当 電話 045-954-6096 メールアドレス as-ippin@city.yokohama.lg.jp

キトリ線 ✂

あさひの逸品

販売店舗名

商品名

推薦書

推薦理由

あてはまる推薦条件番号▶

①～④ いずれか(複数選択可)

あさひの逸品キャンペーン参加店舗

① 笹野台エリア

- そば処 貴さ和田
旭区笹野台 1-7-23
- 和菓子 伊勢屋
旭区笹野台 1-19-5



② 希望が丘エリア

- マルヤ
旭区南希望が丘 54



③ 二俣川エリア

- 株式会社 渡邊園
旭区二俣川 2-58
- やきとり処 い志井
旭区二俣川 1-48
- 大龍飯店
旭区二俣川 1-64
- 焼きたてカステラの店
茶和 -sawa-
旭区中沢 1-4-4



④ 白根エリア

- 第2あさひの家
(障害者地域活動ホームあさひ)
旭区白根 4-19-8 1F
- ラ・フルール・ド・ポム
旭区白根 6-1-17
- 横浜白根
億万両本舗 和作
旭区中白根 1-9-13
- 越路
旭区白根 5-10-1
- 肉のきよし
旭区上白根 1-4-1
- 四季の和菓子
石井菓子舗
旭区都岡町 14-12
- ズーラシアサバナテラス
旭区上白根町 1175-1



⑤ 鶴ヶ峰エリア

- サンエツワール鶴ヶ峰店
旭区鶴ヶ峰 2-21-20
- スパイスガーデン鶴ヶ峰店
旭区鶴ヶ峰 1-12-1
あんどうビル 2F
- 洋食レストラン みつわ
旭区鶴ヶ峰 1-12-3
小林ビル 1F
- 社会福祉法人白根学園
社会就労センター のぞみ
旭区鶴ヶ峰本町 1-35-5
- ポーズカフェ
旭区鶴ヶ峰本町 2-1-3
パレドール鶴ヶ峰 1F
- 株式会社 青木周作商店
旭区鶴ヶ峰本町 1-38-24
- ゆいまる
旭区鶴ヶ峰 2-9-9
第2大幸ビル 301
- ミコミコカンパニー
旭区川島町 1577-5



⑥ 四季美台エリア

- まどか工房
旭区鶴ヶ峰 1-30-9
- パン工房
なちゅ〜るロール
旭区四季美台 22-6
- 有限会社 四季美台青木商店
旭区四季美台 16



⑦ 左近山エリア

- 菓匠 寿々木
旭区南本宿町 32-16
- ほっとさこんやま
旭区左近山 16-1
左近山団地 1-31-101
- 旭の重忠 青木屋
旭区左近山 16-1
左近山団地 1-31-103



⑧ その他

- 有限会社 二宮
✉ nikoniko.blueberry@gmail.com
☎ 090-3225-3374



～あさひさんさんウォーク2026 イベント同時開催中～

さらに **お散歩して**
「あさひくん」グッズを**GET**しよう!

詳しくはこちら!



調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

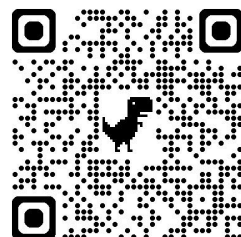
離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。



申込： 予約不要・当日会場で受付

日時： 令和8年11月7日（土）10：00～15：30 ※受付終了 15：00

場所： かながわ労働プラザ 4F

- JR根岸線 石川町駅 北口（中華街口）より徒歩3分
- JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分
- 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分
- 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主催： 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後援： 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局



問合せ先： 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 045 - 345 - 3505

調停手続相談会

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

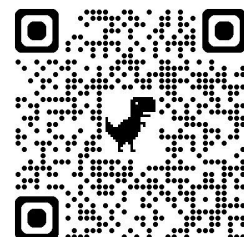
離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。



申込： **予約不要**・当日会場で受付

日時：令和8年11月7日（土）10：00～15：30 ※受付終了 15：00

場所： **かながわ労働プラザ 4F**

- JR根岸線 石川町駅 北口（中華街口）より徒歩3分
- JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分
- 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分
- 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主催：公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後援：最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局



問合せ先：横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 045 - 345 - 3505

公園はみんなの広場
使い方はもっと自由でいい！
地域×公園で地域が動き出す

あさひ みらい塾

公園を遊ぶ



公園は地域の人が集う身近な場所です。
あなたの「やってみたい！」が地域をもっと豊かにします。
あさひみらい塾で、仲間と出会い、地域活動の1歩を
踏み出しましょう！



地域を知る
ことから始められる



仲間と出会い
考えられる



地域との
繋がり方がわかる



やってみたいことを
企画してまとめ、
実現に近づけられる

第1講

10/ **31** 土
13:30-16:30

第2講

11/ **14** 土
13:30-16:30

第3講

11/ **28** 土
10:00-13:00

第4講

12/ **12** 土
10:00-13:00

会場

旭区市民活動支援センター「みなくる」ほか

対象：市内在住・在勤・在学の高校生以上
(原則4回参加できる人)

定員：30人(応募多数の場合は抽選。旭区民優先)
参加費：無料

お問い合わせ

旭区市民活動支援センター「みなくる」
横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階
電話 045-382-1000
FAX 045-382-1005
メール as-manabi@city.yokohama.lg.jp



(申込などの詳細はこちら)



あさひみらい塾2026 講師&コーディネーター

NPO法人ハマのトウダイ代表 岡部祥司

公園の利活用提案及び実施や商店街活性化を中心に活動するNPO法人。現在、旭区と包括連携協定を締結し、中尾町かがやき公園の魅力づくりを支援中。

講座の内容

第1講

10/31(土)
13:30-16:30

旭区を「しろう」

- 地域の現状と課題、自治会町内会について
- 基調講演「公園を遊ぶ」(NPO法人ハマのトウダイ)
- 私のアイデアをカタチにしよう



第2講

11/14(土)
13:30-16:30

仲間と「つくろう」

- 私のアイデアをベースにグループ化
- グループプラン作成



第3講

11/28(土)
10:00-13:00

地域の声を「きこう」

- 自治会町内会などの地域活動者とディスカッション
- グループで「やってみたいこと」を実現するためのブラッシュアップ



第4講

12/12(土)
10:00-13:00

発表会

- グループプラン発表
- 自治会町内会などの地域活動者からのフィードバック



- 対象：市内在住、在勤、在学の高校生以上
(原則4回参加できる人)
- 定員：30人(応募多数の場合は抽選。旭区民優先)
- 参加費：無料

申し込み方法

右の二次元バーコードを読み取り、
「横浜市電子申請・届出システム」よりお申し込みください。
申込締め切り：10月12日(月・祝日)16:00
参加の可否は10月23日(金)頃までに
メールでお知らせいたします。

横浜市電子申請・届出システム



申込はこちら

公園はみんなの広場
使い方はもっと自由でいい！
地域×公園で地域が動き出す

あさひ みらい塾

公園を遊ぶ



公園は地域の人が集う身近な場所です。
あなたの「やってみたい！」が地域をもっと豊かにします。
あさひみらい塾で、仲間と出会い、地域活動の1歩を
踏み出しましょう！



地域を知る
ことから始められる



仲間と出会い
考えられる



地域との
繋がり方がわかる



やってみたいことを
企画してまとめ、
実現に近づけられる

第1講

10/ **31** 土
13:30-16:30

第2講

11/ **14** 土
13:30-16:30

第3講

11/ **28** 土
10:00-13:00

第4講

12/ **12** 土
10:00-13:00

会場

旭区市民活動支援センター「みなくる」ほか

対象：市内在住・在勤・在学の高校生以上
(原則4回参加できる人)

定員：30人(応募多数の場合は抽選。旭区民優先)
参加費：無料

お問い合わせ

旭区市民活動支援センター「みなくる」
横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階
電話 045-382-1000
FAX 045-382-1005
メール as-manabi@city.yokohama.lg.jp



(申込などの詳細はこちら)



あさひみらい塾2026 講師&コーディネーター

NPO法人ハマのトウダイ代表 岡部祥司

公園の利活用提案及び実施や商店街活性化を中心に活動するNPO法人。現在、旭区と包括連携協定を締結し、中尾町かがやき公園の魅力づくりを支援中。

講座の内容

第1講

10/31(土)
13:30-16:30

旭区を「しろう」

- 地域の現状と課題、自治会町内会について
- 基調講演「公園を遊ぶ」(NPO法人ハマのトウダイ)
- 私のアイデアをカタチにしよう



第2講

11/14(土)
13:30-16:30

仲間と「つくろう」

- 私のアイデアをベースにグループ化
- グループプラン作成



第3講

11/28(土)
10:00-13:00

地域の声を「きこう」

- 自治会町内会などの地域活動者とディスカッション
- グループで「やってみたいこと」を実現するためのブラッシュアップ



第4講

12/12(土)
10:00-13:00

発表会

- グループプラン発表
- 自治会町内会などの地域活動者からのフィードバック



- 対象：市内在住、在勤、在学の高校生以上
(原則4回参加できる人)
- 定員：30人(応募多数の場合は抽選。旭区民優先)
- 参加費：無料

申し込み方法

右の二次元バーコードを読み取り、
「横浜市電子申請・届出システム」よりお申し込みください。
申込締め切り：10月12日(月・祝日)16:00
参加の可否は10月23日(金)頃までに
メールでお知らせいたします。

横浜市電子申請・届出システム



申込はこちら

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

暮らしのレスキューサービス 思わぬ高額請求に注意!

トイレが詰まり、ネット検索で上位に出た「修理料金980円～」の事業者依頼。来訪後「追加の作業が必要で、総額50万円かかる」と言われた。納得できない。

(相談者：70歳代女性)

「水回りの修理」、「鍵の解錠」などのレスキューサービスで、請求額に納得できない場合は、「後日振り込みたい」と伝えるなど、その場で現金を支払うことは避けましょう。事業者に来訪を求めたとしても、広告の料金表示と請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフができる可能性があります。

⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 広告の料金をうのみにしない!
- ✓ 検索結果の上位に表示される事業者が信頼できるとは限らない!
- ✓ 事業者の来訪を要請する前に、作業内容や料金などをよく確認する!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00 土日 9:00～16:45)

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

暮らしのレスキューサービス 思わぬ高額請求に注意!

トイレが詰まり、ネット検索で上位に出た「修理料金
980円～」の事業者に依頼した。来訪後「追加の作業が
必要で、総額50万円かかる」と言われた。納得できない。

(相談者：70歳代女性)

「水回りの修理」、「鍵の解錠」などのレスキュー
サービスで、請求額に納得できない場合は、「後日
振り込みたい」と伝えるなど、その場で現金を支払う
ことは避けましょう。事業者に来訪を求めたとしても、
広告の料金表示と請求額が大きく異なる場合などは、
クーリング・オフができる可能性があります。

⚠️トラブル防止のポイント

- ✓ 広告の料金をうのみにしない!
- ✓ 検索結果の上位に表示される事業者
が信頼できるとは限らない!
- ✓ 事業者の来訪を要請する前に、作業
内容や料金などをよく確認する!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00
土日 9:00～16:45)